

退職された場合の健康保険制度の選択

退職後の医療保険制度へのご加入は、「ご家族の健康保険（被扶養者）」、「社会保険任意継続」、「国民健康保険」の3つの選択肢があります。

退職者の方へ、健康保険制度のご案内をお願いいたします。

1. ご家族の健康保険（被扶養者）

- ◆ 収入等一定の要件を満たす場合に加入することができます。
- ◆ 被扶養者として加入することにより、保険料の負担はありません（一部保険組合を除く）。

申請先

- ・ご家族が勤務している会社の事務担当者

2. 社会保険任意継続制度

- ◆ 会社などを退職して被保険者の資格を喪失したときは、次の①、②の要件を満たしている場合、ご本人の希望により継続して被保険者となることができます。
 - ① 資格喪失日の前日（退職日）までに継続して2か月以上の被保険者期間があること。
※ 退職せず、勤務時間・日数の減少により健康保険の資格を喪失した場合も該当します。
 - ② 資格喪失日から20日以内に、「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること。
- ◆ 最長2年加入できますが、1日でも保険料の納付が遅れると翌日には強制的に資格喪失となります。

申請先

- ・お住まいの住所地を管轄する協会けんぽ支部（協会けんぽ石川支部 ☎ 076-264-7200）
- ・健康保険組合に加入していた方は健康保険組合

3. 国民健康保険

- ◆ 住所を有する市町村が行う国民健康保険に加入します。
- ◆ 前年の所得等に基づいて保険料（税）が毎年決定されます。
- ◆ 同一世帯内の加入者が1人増えるごとに、保険料（税）の加算があります。
- ◆ 退職理由（解雇・倒産等）により、保険料（税）の失業軽減を受けられる場合があります。
- ◆ 保険料（税）は、世帯主へ請求します。

申請先

- ・お住まいの市町村役場の国民健康保険窓口（加賀市保険年金課 ☎ 0761-72-7860）